

## 指定管理者の決定について

平成28年度から長崎市永井隆記念館の管理運営を行う指定管理者について次のとおり決定しました。

- 1 施設の名称 長崎市永井隆記念館
- 2 指定管理者の名称 特定非営利活動法人 長崎如己の会
- 3 指定管理者を決定した理由  
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

「永井博士の平和を希求する精神を継承し、広く世界平和に貢献していくこと」を目的として設置されている長崎如己の会は、永井博士の遺徳を顕彰する同施設の設置目的と合致していることから、指定管理により効果的に施設の管理運営を行うことができると考えられるため。